

# 緑花推進応援プロジェクト 応募要項

## 1. 応募の対象となる事業

- 交付金の交付の対象となる事業は、次のとおりです。
  - ◇ 市内の緑花推進を図ることができる事業
  - ◇ 市民の満足度が高まり、具体的な効果又は成果が期待できる事業
  - ◇ 協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が高まる事業
  - ◇ 事業を提案する団体が実施することが可能である事業
- 次の事業は交付金の交付の対象となりません。
  - ◇ 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
  - ◇ 学術的な研究又は事業実施を伴わない調査を目的とする事業  
(政策の提案又は政策の立案のための調査等)
  - ◇ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
  - ◇ 対象者が市外の者であること等、事業の主たる効果が市外で生じる事業
- 事業は必ず令和4年3月末日までに終了しなければなりません。数年間の継続事業の場合は、年度毎の目標を定め、年度毎に申請し、審査を受け、成果報告をしていただきます。

## 2. 応募対象団体

- 応募できる団体は、次の要件をすべて満たす必要があります。
  - ◇ 市内に事務所又は活動拠点を有し、市民の自主的若しくは自発的な参加により行われる活動を市内で継続的に行っている団体、又はこれから行う予定の団体であること。
  - ◇ 組織の運営に関する規則(規約、会則等を含む。)及び会員名簿があり、団体及び実施する事業の責任者が特定できること。
  - ◇ 3人以上の会員で組織していること。
  - ◇ 予算及び決算を適正に行っており、事業の成果報告及び会計報告ができる能力を有していること。
  - ◇ 当該事業を遂行できる能力又は実績を有していること。
  - ◇ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
  - ◇ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定す

る公職をいう。)にある者若しくはその候補者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

- ◇ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員及びその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。

### 3. 補助の対象となる経費

- 次の表に定める、事業（活動）に必要な経費が対象となります。ただし、役員及び会員の人件費及び食糧費を除きます。

費目	補助対象経費
報償費	講師謝礼、記念品代、活動謝礼など
旅費	運賃（公共交通機関）など
需用費	消耗品費、車両の燃料代、チラシ等の印刷製本費など
役務費	執筆料、傷害保険料、通信運搬費（切手・ハガキ）など
使用料、賃借料	車両・機器のレンタル料、有料道路通行料など
委託費	各種事務、事業の委託に対する経費
工事費	土地・工作物などの造成、製造や改造の工事費
原材料費	工事材料費、加工用原材料費
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

### 4. 交付金の額

- 交付金は、1団体1事業あたり25万円を上限とします（補助対象経費も25万円を上限とします）。なお、予算総額は100万円です。
- 交付金の額は、市緑化推進委員会が審査し、その結果を受けて市長が交付するか否か及び交付金額を決定します。

## 5. 応募方法

- 応募受付期限 令和3年4月28日（水）
- 提出先 大府市役所 4階 水緑公園課
- 必要書類
  - ① 補助金等交付申請書（5ページ、6ページ参照）
  - ② 企画提案書（7ページ、8ページ参照）
  - ③ 団体の規約又は定款（任意様式）
  - ④ 団体の役員名簿（任意様式）
  - ⑤ 事業の参考となる資料（任意様式）

## 6. 選考方法

- 応募団体は、事業内容を令和3年5月28日（月）午前9時～午前11時に実施する大府市緑化推進委員会の場で、説明（プレゼンテーション）していただきます。発表の順番・時間などの詳細は、後日連絡します。
- 説明は1団体10分以内として、その後、市緑化推進委員による質疑応答を設けております。発表方法に指定はありませんが、パソコン、プロジェクターなどを使用する場合には、事前にご連絡ください。
- 交付金などの審査結果は後日、審査団体に事務局から連絡します。

## 7. 選考基準

- 選考基準は、次の4つの視点から選考します。
  - ◇ 公益性  
市内の緑花推進を図ることができる事業であるか。
  - ◇ 有益性  
市民の満足度が高まり、具体的な効果又は成果が期待できるか。
  - ◇ 協働性  
協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が高まるか。
  - ◇ 実現性  
協働事業を提案する団体が実施することが可能であるか。

## 8. 事業の計画の変更

- 基本的に、計画の変更はできませんが、やむをえない事情により変更が必要な場合は、補助事業等計画変更届を提出する必要があります。

## 9. 事業が完了したら

- 事業が完了したときは、完了した日から 30 日以内又は令和4年4月末のいずれか早い日までに次の書類を作成し提出してください。
  - ① 補助事業等実績報告書（9ページ参照）
  - ② 事業の実施にあたって作成又は配布したパンフレット、チラシ、ポスター等参考となる資料（任意様式）
  - ③ 事業の実施状況が分かる写真（任意様式）
  - ④ 事業の参考となる資料（任意様式）

## 10. 問合せ先

大府市役所 水緑公園課 緑花公園係  
〒474-8701 大府市中央町五丁目 70 番地  
(TEL) 45-6236 (FAX) 47-3347

補助金等交付申請書

年 月 日

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

印

申請金額 金.....円

提案型緑花推進事業を行うため、補助金等の交付を受けたいので申請します。

事業施行場所	
事業施行期間	<p>着手予定 年 月 日</p> <p>完了予定 年 月 日</p>
事業施行理由	

事業計画概要	
事業施行の効果	
予算額調	

提案型緑花推進事業企画提案書

年 月 日

大 府 市 長 殿

申請者 所在地  
 団 体 名  
 代表者氏名  
 電 話 番 号

㊟

申請金額 \_\_\_\_\_ 円

提案型緑花推進事業を行うため、緑花推進事業交付金の交付を受けたいので、提案します。

実施する事業名	
実施場所	
実施期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
事業の目的	
事業の概要	活動予定日  活動予定人数  具体的な活動内容

事業の特徴	公益性	
	有益性	
	協働性	
	実現性	
	事業実施年数	

積算根拠

品目	明細 (数) × (単価)	合計金額	詳細	
補助対象経費	(例) 花苗	10ポット×100円	1,000円	パンジー
		× 円	円	
		× 円	円	
		× 円	円	
		× 円	円	
		× 円	円	
		× 円	円	
		× 円	円	
		× 円	円	
		× 円	円	
	小計		円	
補助対象外経費		× 円	円	
		× 円	円	
		× 円	円	
		× 円	円	
		× 円	円	
	小計		円	
合計		円		

※事業の特徴は、要項の3ページ参照

補助事業等実績報告書

令和 年 月 日

大府市長 殿

所在地.....

団体名.....

代表者氏名.....

令和 年 月 日付で補助金等の交付決定を受けた令和 年度提案型緑花  
推進事業が完了したので報告します。

事業名	
施行場所	
施行期間	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日
1 事業実績及び効果	
2 決算額調	